



こくちん・ばん

■南国郵便局が完成 7月16日から仕事はじめ

新局舎建設のため、昨年からご不便をおかけしていましたが、7月16日からは、元の後免西町に完成した新局舎で仕事を始めます。

■金婚夫婦を祝福

対象者は、大正12年1月1日から同年12月末日までに婚姻届けをしている県内在住のご夫婦。それ以前の届出でもはじめての人はかまいません。

申し込みは、7月31日までに高新企業事業部（TEL22-2111）へ。

■休日当番医

7月1日・川村病院(立田)4-2707
・有線3976/8日・鍋島医院(国分)
2-0030・有線5353/15日・北村病院
(後免)4-2101・有線4619/22日・
川田医院(後免)4-2801・有線4872
/29日・川本医院(宇田)4-2543/
8月5日・なんごく産婦人科(後免)
4-2910

重度障害者に 月二千元の療育手当

精神や身体に重度の障害をもっている児童(重度心身障害児)を監護する人に、月額二千元の療育手当が受けられることになりました。

▼受けられる人

次の障害をもっている児童(八才未満)の保護者であつて、引き続き一年以上県内に住んでいるもの

(1)重度身体障害者(身体障害者手帳一・二級の人)

(2)重度精神薄弱者(児童相談所で、重度精神薄弱(知能指数三五以下)と判定された人)

(3)中度身体障害者と中度精神薄弱との合併症(身体障害者手帳三・四級をもち、児童相談所で中

度精神薄弱(知能指数三六・五〇)と判定された人)

▼手当の額と支給回数

月額 二千元

年三回(七・十一・三月)支給

▼ことしの四月一日現在で手当を受け資格のある人は、七月十日までに申請すると四月にさかのぼって受けられます。

まだ申請されていない人は、至急、福祉事務所社会係まで、おいでください。

住宅用地の

申告を

昭和四十八年の税法改正で、住

宅用地に対する固定資産税につ

いては、その評価額の二分の一が課税標準の最高限度となることになりました。ただし、現在は評価額の最低百分の十五で計算し、昭和五十年に評価額課税をするものであり、本年度、明年度に現在より安くなるものではなく、昭和五十年度に他の同程度の非住宅用地の二分の一となるものです。

この住宅用地については、条例の定めるところにより、申告することとなつています。納税義務者にはそれぞれ通知をしましたが、所有者の住所不明などのため郵送できない場合があつています。

本年一月一日現在住宅用地(住宅が建築されている)を所有している方で通知のない方は、市役所税務課固定資産税係に連絡して必ず申告してください。

明るい農業

豊かな老後

あなたも農業者年金に今すぐ加入を。昭和四十六年にこの制度ができてからすでに多くの人が入っています。

▼加入しなければならぬ人

大正五年一月二日以降に生まれ、国民年金に入っている五十以上の農業経営者は加入しなければなりません。このほか、三十以上の農業経営者や農家の後つぎも加入できます。

▼六十五歳になるまでに経営をゆずると経営移譲年金がもらえます。

六十五歳をすぎると国民年金に加えて農業者老齢年金がもら



実戦さながらの訓練

台風シーズンを前に県の総合防災訓練が物部川河原で行なわれた。消防団員ら1,100人が参加。3時間にわたり大規模な訓練をした。

消防署の庁舎が完成

7月6日から仕事はじめ

消防署の庁舎が、旧試験場跡に完成しました。電話番号は今までどおり公社3-3511、有線4515、救急・火災の通報119です。

▼年金をもらうには、一定期間以上、保険料をおさめなければなりません。あなたも早く加入しないと年金がもらえなくなります。

▼加入手続、ご相談は……農協・農業委員会へどうぞ。